

議案第 46 号

桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 6 月 1 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例(平成 28 年桐生市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 16 項」を「第 15 項」に改める。

第 2 条中「第 19 項」を「第 18 項」に、「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 32 年 3 月 31 日」に、「第 10 条第 6 項第 4 号」を「第 10 条第 8 項第 5 号」に、「同法第 42 条の 4 第 6 項第 4 号」を「同法第 42 条の 4 第 8 項第 6 号」に、「同法第 68 条の 9 第 6 項第 4 号」を「同法第 68 条の 9 第 8 項第 5 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

議 案 説 明

議案第 46 号 桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

地域再生法及び地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、課税の特例措置の適用期間及び同法令を引用する条項について、所要の改正を行おうとするものです。